

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
愛媛地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト
 - 2 地域再生計画の作成主体の名称
愛媛県
 - 3 地域再生計画の区域
愛媛県の全域
 - 4 地域再生計画の目標
- 4-1 地域の産業の特徴

四国の北西に位置する本県は、日本一細長い佐田岬半島を境に、穏やかな瀬戸内海と、リアス式海岸を持つ宇和海の2つの海に面している。瀬戸内海・宇和海には200余りの島々があり、海岸線の長さは、約1,700km、南側に接する高知県との境付近には、西日本で一番高い本県石鎚山(1,982m)をはじめとする四国山地がそびえており、山・海両方の自然に恵まれている。気候は穏やかで、災害も少なく、住みやすい地域となっている。

本県の人口(令和2年国勢調査)は約133万5,000人、県内総生産(名目)は約4兆8,300億円(令和2年度愛媛県県民経済計算)、製造品出荷額等は約3兆8,000億円(令和3年経済センサス)である。本県の産業構造は、生産額ベースでみると第一次産業が1.6%、第二次産業が29.2%、第三次産業が69.2%となっている(令和2年度愛媛県市町民所得統計)。

製造品出荷額等が多い業種は、非鉄金属(18.5%)、紙・パルプ(14.2%)、船舶等の輸送用機械(9.9%)の順となっている(令和3年経済センサス)。

なお、本県は、製造品出荷額等においては、四国全体の43.8%のシェアを有する工業県としての特徴を持っている(令和3年工業統計調査)。

また、県内は、産業の特徴から3つに分けることができ、4-1-1~4-1-3に示すとおり、第二次産業が集積する東予地域、第三次産業が盛んな中予地域、そして、第一次産業が中心の南予地域と、それぞれに特色ある産業が集積し、県全体として全国的にも珍しいバランスの取れた産業構造となっている。

雇用失業情勢については、平成21年度における有効求人倍率0.54倍を底として、以降は上昇傾向にあり、令和5年10月には1.37倍になる等、改善傾向にあり、正社員有効求人倍率についても同様に0.3倍から1.14倍に回復している。

人口動向では転出超過の状況が続いており、特に15~29歳における県外転出数が際立って多く(県外転出数22,452人のうち55.1%(12,381人)(令和4

年住民基本台帳人口移動報告))、その主な要因としては、その年齢層から大学進学及び就職による県外への転出が考えられ、人口減少及び高齢化の進行による生産人口不足の深刻化が懸念されている。

また、本県が愛媛出身の学生（大学、短大、専門学校等）を対象に行ったアンケート（平成 27 年実施）において、「地元での就職に当たっての不安要素」を尋ねたところ、最も多かったのは「就職・仕事の見つけやすさ」（39.2%）だったことから、自治体等で従来実施している合同就職説明会等支援施策の充実のもとより、良質で安定し、かつ多様な働く場の創出を図るために、企業の研究開発部門や管理部門等の本社機能にターゲットを絞った誘致施策を積極的に推進することが求められている。

4-1-1 東予地域

本県東部の今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町の4市1町から構成される東予地域は、古くから紙関連産業が発達するとともに、江戸時代の別子銅山の開坑以来、化学や機械、非鉄金属といった産業のほか、近年では鉄鋼、飲料、他には国内最大のタオル産業、世界に誇る造船や海運産業の企業が立地する等、多彩な工業都市が連なり、日本屈指の高い技術力や優れた製品を持つ「ものづくり企業」が数多く集積している。

このうち、タオル生産量で全国トップのシェアを誇る今治市では、「今治タオル」のブランド化にも取り組む国内最大のタオル産地で、衣服・繊維関連企業も数多く集積している。また、海上交通の要衝であったため、古くから海運業に加え、今治造船（株）や（株）新来島どつく等の造船業やBEMAC（株）等の造船関連産業が発展し、国内の建造隻数の約 20%（令和元年）を占める日本屈指の造船業の集積地となっている。このほか、石材、製瓦、漆器等、地域資源を活かした地場産業や大手調味料メーカーの日本食研ホールディングス（株）、高品質な石油製品を精製する太陽石油（株）等、多種多様なものづくり企業が数多く立地している。

また、江戸時代の別子銅山開坑以来、住友金属鉱山（株）、住友化学（株）、住友重機械工業（株）といった住友グループの企業城下町として名高い地域である新居浜市では、非鉄金属や化学関連・小惑星探査機の物質採取装置製造企業等の技術力の高い中小機械産業群が形成されており、その隣の西条市では、高耐食表面処理鋼板の開発・生産拠点である日本製鉄（株）瀬戸内製鉄所阪神地区（東予）、システムLSI製品等を製造するルネサスエレクトロニクス（株）西条事業所、液晶偏光膜用フィルムのリーディング企業である（株）クラレ西条事業所等の大手企業が集積する工業都市で、近年、企業立地が活発な地域となっている。また、ここ最近では、豊かな農業環境等を活かし、農水産物の生産・加工・貯蔵・流通・販売機能を集積化する総合6次産業都市構想を推進中である。

紙関連産業については、伝統的な水引工芸から紙・パルプの大型工場を有す

る大王製紙（株）等、高度な最先端分野まで網羅する全国でも有数の紙の産地となっており、関連企業が立地する四国中央市は、製紙・紙加工業の製造品出荷額等が約 5,000 億円（令和 3 年経済センサス）と、日本一を誇っている。同市には製紙メーカーとともにユニ・チャーム（株）やリンテック（株）四国支店等、数多くの紙加工業者が集積し、令和 2 年の県内の製紙・紙加工業の製造品出荷額等の 9 割以上を占め、「紙製品なら、切手と紙幣以外は何でも作れる」といわれるほど、生産品目が多岐にわたっている。

4-1-2 中予地域

本県県庁所在地の松山市を中心に、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の 3 市 3 町から構成される中予地域は、県内人口の 4 割以上をかかえ、とりわけ松山市には、県都として行政の中枢機関等が集中しており、道後温泉や松山城を有する観光地として、商業、観光、サービス業等の第三次産業の集積が進んでいる。

航空機やスポーツタイプの自転車向け炭素繊維の供給基地である東レ（株）愛媛工場や、高い強度を持つアラミド繊維を製造する帝人（株）松山事業所等の化学メーカー、農機具の大手機械メーカーの井関農機（株）、環境関連分野にも積極的な展開をみせる大手ボイラーメーカーの三浦工業（株）、健康・医療機器等を製造する P H C（株）、削り節等を製造する食品加工メーカーのヤマキ（株）やマルトモ（株）等の国内トップクラスの企業やそれらを支える高い技術力を持った中小企業のほか、県内の情報サービス業の大半が立地する等、東予地域と並ぶ本県産業のリーディングゾーンとなっている。また、中四国最大規模を誇るエミフル M A S A K I 等の郊外型商業施設が数多く立地している。

4-1-3 南予地域

本県南部の宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町の 4 市 5 町で構成される南予地域は、日本有数の柑橘類の産地として広く知られているほか、漁業でも県の魚であるマダイをはじめ、ブリ、真珠の養殖が盛んで、第一次産業が主要産業となっている。

本地域では、豊かな水産資源を活用した水産卸売業を営む（株）ヨンキュウや（株）ダイニチ、（株）マルミに加え、八水蒲鉾（株）、（株）谷本蒲鉾等、伝統ある水産練り製品の製造業者が立地しているほか、我が国で初めて魚肉ソーセージを開発したハム・ソーセージメーカーである西南開発（株）や大手ハンバーガーチェーンのパティを製造するオレンジベIFーズ（株）、冷凍食品製造の（株）ちぬやホールディングス四国工場、また、全国有数の和菓子メーカーである（株）あわしま堂や（株）源吉兆庵宇和島工場も事業を展開している。さらに、バイオテクノロジーを駆使して天然調味料エキスや特定保健用食品等を製造している仙味エキス（株）等、個性豊かな食品関連事業者が立地しているほか、自然資源を活かしたグリーン・ツーリズムに取り組むとともに道の駅を中心に農産

物の販売、加工が行われている。

また、自動車用シート部品製造の双葉産業(株)四国工場やパーティー用クラッカーのシェア日本一を誇る(株)カネコ、医療用脱脂綿や化粧綿等の衛生材料等を製造している丸三産業(株)や旅館・ホテル向け業務用歯ブラシの全国トップメーカーである(株)アイテック、超精密溶接技術を有する入江工研(株)四国事業所等と、独自の分野で高い企画・開発力を持った企業が立地している。

また、国産材製材工場が集積しており、本県の林業及び林産業の主要な地位を占めている。

図表 1 産業構造別県内総生産

	県内総生産額 (万円)	第一次産業	第二次産業	第三次産業
愛媛県	480,989,800	1.5%	29.3%	69.2%
東予地域	200,273,100	0.9%	43.6%	55.5%
中予地域	208,149,400	1.0%	19.4%	79.6%
南予地域	72,567,300	5.3%	17.4%	77.3%

出典：令和2年度愛媛県市町民所得統計（生産額から割合を算出）

図表 2 事業所数、従業員数、製造品出荷額等

	事業所数		従業員数 (人)		製造品出荷額等 (万円)		付加価値額 (万円)	
愛媛県	2,055	100%	78,189	100%	430,881,751	100%	114,493,542	100%
東予地域	1,116	54.3%	44,252	56.5%	340,289,287	79.0%	77,718,068	67.9%
中予地域	583	28.4%	24,592	31.5%	73,586,857	17.1%	30,199,383	26.4%
南予地域	356	17.3%	9,345	12.0%	17,005,607	3.9%	6,576,091	5.7%

出典：令和2年工業統計調査

図表 3 製造品別出荷額等の割合

	石油・石炭	非鉄金属	パルプ	輸送用機械	化学	その他
愛媛県	14.2%	17.1%	13.2%	10.0%	8.0%	37.5%

出典：令和 2 年工業統計調査

4-2 インフラの整備状況

(交通)

○道路

県都松山市から放射線状に延びた国道 196 号、56 号、33 号、11 号及び 317 号は、県内各地及び県外を結ぶ主要な幹線道路であり、沿道には複合商業施設等の立地、各種サービス施設の集積が見られ、これらの道路は都市間交流軸として、自動車交通による広域的な交流を可能としている。また、松山自動車道は、本四連絡道路 3 ルートと一体となって、本地域の産業経済を支える広域交通・物流の重要なインフラ基盤となっている。

○鉄道

J R 予讃線（高松駅－宇和島駅）は、瀬戸大橋線を経由して山陽新幹線に乗り換え可能な岡山駅までアクセスできる。

○空港

松山空港は、松山市の中心部へ車で約 15 分の距離という全国屈指の利便性を有し、令和 5 年 12 月 1 日現在、国内線 7 路線（羽田、成田、中部、伊丹、福岡、鹿児島、沖縄）が運航しており、東京まで約 80 分、名古屋まで約 55 分、大阪まで約 50 分で行くことができる。また、国際線 2 路線（ソウル、釜山）が定期運航しており、アジアへの窓口にもなっている。

○港湾

6 つの重要港湾、1 つの特定地域振興重要港湾が整備されており、フェリー輸送の物流拠点、企業の専用岸壁、国際定期コンテナ航路の就航する国際貿易の拠点等として発展している。

(共通支援機関等)

県内では、全県的に地域産業の高度化及び新事業創出の支援、県内中小企業者等の情報化、経営基盤の強化、経営革新及び設備の導入等を促進している公益財団法人えひめ産業振興財団が産業支援機関として中心的な役割を果たしているほか、試験研究機関としては、愛媛県産業技術研究所が県内中小企業の技術高度化や新商品開発、地域資源を活用した新たな産業創出の促進を図るため、「試験研究」、「技術相談」、「依頼分析・機器開放」、「技術研修」等を実施している。

また、愛媛大学では、平成 16 年に設置された社会連携推進機構の下、産学官

連携を推進しており、産学連携推進センターでは民間企業等との共同研究や受託研究に取り組んでいるほか、紙産業イノベーションセンターや植物工場研究センター、南予水産研究センター等、産業界のニーズに応えた各種センターを創設し、実用に繋がる学術研究の振興や地域社会への研究成果の還元により、県内産業の振興を図っている。

さらに、同大学では平成 28 年 4 月に社会共創学部を新しく創設し、様々な地域社会の持続可能な発展のため、地域の人達と協働しながら、課題解決策を企画・立案し、地域社会を価値創造へと導く力を備えた人材を育成しているほか、県内 3 箇所に地域協働センターを設置し、産学官の共同による地域課題の解決に取り組むこととしている。

4-2-1 東予地域

(交通)

○道路

徳島市を起点として四国の北部を瀬戸内海沿いに、徳島県、香川県及び本県下の主要都市を経て松山市に至る延長約 230km の重要な幹線道路である国道 11 号は、本地域内を東西に走り、産業・経済を支える大動脈であるとともに、通勤・日常生活を支える生活道路としての役割を果たしているほか、国道 196 号は中予地域と本地域を結ぶ重要ルート の 1 つで、県内第 2 の人口を擁する今治市を經由し、瀬戸内しまなみ海道にも連絡している。本地域は、瀬戸内しまなみ海道を利用して、本州への高いアクセス性を有しており、中国・近畿地方の主要都市圏までのトラック輸送環境は比較的良好である。

また、瀬戸内しまなみ海道と松山自動車道（川之江 J C T ～宇和島北 I C）とを連結する今治小松自動車道（今治道路）の整備が進められており、さらなる利便性向上が期待される。

○鉄道

J R 予讃線（高松駅～宇和島駅）は、本地域から宇和島方面、高松方面のほか、瀬戸大橋線を経由して山陽新幹線に乘換え可能な岡山駅までアクセスでき、本地域から岡山駅まで約 2 時間圏内である。

○空港

松山空港は、自動車で本地域の主要都市である今治市及び西条市からともに約 1 時間 10 分の距離に位置している。

○港湾

本地域には、三島川之江港、東予港、新居浜港、今治港の重要港湾が整備されている。

三島川之江港の背後には製紙工場が立地しており、高い生産性を誇っている。韓国（釜山）、中国（上海）との定期コンテナ航路をはじめ、神戸との内航コンテナ航路及び千葉等との内航 R O R O 船航路が就航している。

東予港は、臨海部に立地する工場の原材料及び製品の輸移出入や、本県では

唯一の阪神地域とを結ぶフェリーによる移出入を中心に、背後企業の産業活動及び地域の物流を支える拠点港として重要な役割を果たしている。

新居浜港は、非鉄金属や化学工業を中心とした輸移出入や、フェリー輸送の物流拠点として重要な役割を果たしている。

今治港は、鋼材や砂利・砂、セメント等を取り扱う貨物港との役割と韓国（釜山）と定期コンテナ航路が就航する等の多様な外貨貨物を取り扱う多目的国際ターミナルとして利用され、四国の国際貿易の拠点として発展してきている。（支援機関等）

域内の産業支援機関として、公益財団法人えひめ東予産業創造センター、（株）西条産業情報支援センター、研究機関として、愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター及び同繊維産業技術センター、愛媛県農林水産研究所畜産研究センター養鶏研究所、愛媛大学紙産業イノベーションセンター、愛媛大学地域協働センター西条、教育機関として、私立大学2校（短期大学含む）、県立高等学校20校、県立中等教育学校1校、県立特別支援学校4校、私立高等学校3校（通信制を除く）、県立産業技術専門校2校、国立高等専門学校2校が設置されており、地域産業の人材育成や産業振興の発展に寄与している。

4-2-2 中予地域

（交通）

○道路

松山環状線から放射線状に延びた国道196号、56号、33号、11号及び317号は、本地域と県内外を結ぶ主要な幹線道路であり、沿道には複合商業施設等の立地、各種サービス施設の集積が見られ、これらの道路は都市間交流軸として、自動車交通による広域的な交流を可能としている。また、東温市の重信川沿い、松山市の南部及び伊予市の山麓を通る松山自動車道は、本四連絡道路3ルートと一体となって、本地域の産業経済を支える広域交通・物流の重要なインフラ基盤となっている。

さらに、松山環状線の外側に地域高規格道路の整備が進められており、松山IC、松山空港、松山港といった広域交通拠点間のさらなるアクセス性の向上が期待される。

○鉄道

JR予讃線（高松駅－宇和島駅）は、松山駅から宇和島方面、高松方面のほか、瀬戸大橋線を経由して山陽新幹線に乗換え可能な岡山駅までアクセスでき、本地域から岡山駅まで約3時間圏内である。

○空港

松山空港は、松山市の中心部へ車で約15分の距離という全国屈指の利便性を有している。

○港湾

県のほぼ中央に位置する重要港湾松山港があり、四国一の人口集積と化学、繊維、電気機器、農業機械等、幅広い産業集積を抱えており、背後圏の産業活動の進展に伴い、四国の貿易拠点として発展してきた。

また、韓国（釜山）、中国（上海）、台湾等と定期コンテナ航路が就航しており、港内には対象船舶 10,000D/Wの公共岸壁（最大水深-10.0m、延長 170m）や大手素材メーカー・石油元売会社の専用岸壁のほか、総面積 10.5ha のコンテナヤードが整備されている。

（支援機関等）

域内の産業支援機関として、公益財団法人えひめ産業振興財団、愛媛大学地域協働センター中予、研究機関として、愛媛県産業技術研究所、同食品産業技術センター、同窯業技術センター、愛媛県農林水産研究所、同果樹研究センター、同林業研究センター、同水産研究センター栽培資源研究所及び愛媛県立衛生環境研究所、公益財団法人えひめ地域活力創造センター、（株）いよぎん地域経済研究センター、教育機関として、国立大学法人愛媛大学、愛媛県立医療技術大学、私立大学 7 校（短期大学含む）、県立高等学校 13 校、県立中等教育学校 1 校、県立特別支援学校 5 校、私立高等学校 7 校（通信制を除く）、私立中等教育学校 2 校、国立大学付属高等学校 1 校が設置されており、地域産業の人材育成や産業振興の発展に寄与している。

4-2-3 南予地域

（交通）

○道路

地域内の主な道路交通は、松山自動車道とその先の津島岩松 I C まで続く宇和島道路、国道 56 号、国道 197 号及び国道 378 号等である。地域内の主要拠点である宇和島市まで高速道路が延伸されたことで、県庁所在地の松山市からの所要時間が 1 時間に短縮され、さらに関西圏からの自動車利用での日帰りも可能になった。

また、津島岩松 I C 以南の津島道路の整備が進められているほか、九州へのフェリー航路の四国における西の玄関口である八幡浜市と松山自動車道とを結ぶ地域高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」の整備も進められており、広域道路ネットワーク形成による本地域へのアクセス性の向上が期待される。

さらに、地域内の市街地を通る国道 56 号、三崎港まで延びる国道 197 号（佐田岬メロディーライン）、瀬戸内海及び宇和海に沿って走る国道 378 号はいずれも広域輸送、地域経済を支える産業道路であるとともに、通勤・日常生活を支える生活道路として大きな役割を果たしている。

○鉄道

J R 予讃線（高松駅－宇和島駅）は、伊予市駅以南は電化されておらず、松山駅から特急利用で伊予大洲駅まで約 40 分、八幡浜駅まで約 50 分、宇和島駅まで約 80 分の時間距離にある。また、高松方面のほか、瀬戸大橋線を経由して

山陽新幹線に乗換え可能な岡山駅までアクセスできる。

○空港

松山空港は、自動車で大洲市から 1 時間、宇和島市から 1 時間 30 分程度の距離に位置している。

○港湾

本地域には四国の西南部に位置する重要港湾宇和島港及び佐田岬半島の基部に位置する特定地域振興重要港湾八幡浜港が整備されている。

宇和島港は宇和島市の主要産業である食品製造業、飼料製造業に関連する企業が港の背後に立地しており、水産品や動植物性製造飼肥料の貨物が多くを占めている。取扱貨物量は 229,551 トン（令和 4 年港湾統計）となっており、本地域における物流拠点として重要な役割を果たしている。

八幡浜港は宇和海に面した天然の良港であり、古くから漁業基地、農水産品の集荷港として発展してきた港であり、八幡浜港振興ビジョンに基づく施設整備が進められ、平成 25 年 4 月に新たな地域交流拠点として、道の駅・みなとオアシス「八幡浜みなと」が誕生し、地域内外からの多くの来訪者で賑わっている。

（支援機関等）

域内の研究機関として、愛媛県農林水産研究所果樹研究センターみかん研究所、同畜産研究センター、同水産研究センター、愛媛大学南予水産研究センター、愛媛大学地域協働センター南予、教育機関として、県立高等学校 20 校、県立中等教育学校 1 校、県立特別支援学校 1 校、私立高等学校 1 校、県立産業技術専門校 1 校が設置されており、地域産業の人材育成や産業振興の発展に寄与している。

4-3 近年の企業立地動向及び今後の見通し

主として製造業等の企業立地状況を反映する「工場立地動向調査」において、令和 4 年調査の結果、全国では、工場立地件数が 922 件（昨年比 6.7%増）、工場立地面積が 1,280ha（昨年比 0.3%減）となる中、本県は、工場立地件数が 9 件（昨年比 12.5%増）、工場立地面積が 11ha（昨年比 275%増）となる等、着実に企業立地が進んでいる。今後、東予地域を中心とした製造業関連企業のほか、中予地域を中心とした商業・サービス関連企業や医療・福祉関連企業、南予地域を中心とした農林漁業関連企業等、多様な業種・業態において、本社機能等の移転・拡充が期待される。

4-4 地域再生計画の目標

企業の立地環境を整備することにより、企業の地方拠点の形成・強化を支援し、本県における就労機会の創出等を図ることを目標とする。

目標 1 企業の新規立地

東京にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（移転型事業の認定件数）を 17 件、域内企業の本社機能等の拡充を伴う新規立地等及び東京以外の地域にある企業の本社機能等の移転を伴う新規企業立地等（拡充型事業の認定件数）を 42 件とする。

目標 2 就労機会の創出

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施により、249 人の雇用機会の創出を図る。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本県では、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を促進するための取組として、本県の魅力及び立地環境の優位性等を P R するとともに、地方税の不均一課税・課税免除制度の創設、就職説明会の開催等を実施する。

これらの取組により、企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推し進めるとともに、当該地域における就労機会の創出を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

（1）地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例

（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省）【A 3 0 0 5】

（2）地方活力向上地域

①法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域（移転型）

松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市及び東温市並びに越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町及び砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町及び鬼北町、南宇和郡愛南町の一部区域（別紙 1 のとおり）

②法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域（拡充型）

下記イ～ハの一部区域（別紙 2 のとおり）

イ 東予地域：今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、越智郡上島町の一部区域

ロ 中予地域：松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町

及び砥部町の一部区域

- ハ 南予地域：宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町及び鬼北町、南宇和郡愛南町の一部区域

(3) 地方活力向上地域の設定について

【移転型の対象地域について】

本県は、製造品出荷額等において四国の 43.8%（令和 3 年工業統計調査）を占め工業県としての特徴を持っており、東予及び中予地域を中心に県内外の企業の製造拠点が立地し、紙・パルプ、非鉄金属、化学、半導体、炭素繊維等の工業製品については、多くの関係企業が立地し目覚ましい活躍をするとともに、県外大手企業が大規模な生産拠点を構え、高い技術力を持ち研究開発機能の拠点もあることから、今後も首都圏からの企業移転が期待できる地域となっている。

また、南予地域では、全国一の生産量を誇る柑橘や養殖魚をはじめ地元の豊富な農林水産物を活用した食品加工業の立地が進んでおり、最近では国産志向の消費者ニーズに対応した大手高級和菓子メーカーの立地や大手商社による地元水産業者への投資等の案件が実現したほか、大手ハンバーガーチェーンのパティ製造工場も操業している。

このように、地方活力向上地域の全域において、地域の資源等を活かした産業集積が進んでいることから、本県等で実施予定の地方税の不均一課税制度等支援施策の拡充等と合わせて、県と市町の連携による更なる立地活動を展開することはもとより、産学官連携による地元産業人材の育成事業等、各支援機関等の取組みと相まって、良好なビジネス環境創造に繋がり、今後、東京 23 区からの本社機能の移転が期待されるところである。

【拡充型の対象地域について】

拡充型事業の対象地域は、県内市町における工業地域、商業地域、工場適地、既存市街地等、製造業・サービス業・商業等の産業が集積あるいは今後立地が期待される地域を基本として設定することとした。

なお、これまで本県では、地域未来投資促進法に基づき、「成長ものづくり」を中心とした事業分野を幅広く支援する基本計画を定め、地域の経済を牽引する事業者を支援してきたところである。

地域経済牽引事業の承認要件

- ①東予地域の紙関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②東予地域の基礎素材・先端素材関連産業、機械鉄鋼関連産業及び医療関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③東予地域の海事関連産業、電気・電子関連産業、食品加工関連産業及び繊維関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

- ④中予地域の先端素材関連産業、機械器具関連産業、医療関連産業及び食品加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤南予地域の食品加工関連産業、機械器具関連産業及び生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑥本県の I C T 関連産業のビジネス環境を活用した第 4 次産業革命分野
- ⑦本県の高規格幹線道路、松山空港、松山港等の交通インフラを活用した物流産業分野

(東予地域)

東予地域における拡充型の対象地域は、今治市、新居浜市を中心とした 45 万人規模の経済圏を有している地域であり、今治造船(株)、住友化学(株)、大王製紙(株)をはじめとする造船、化学、紙関連産業が多く立地する等、域内企業の成長が見込まれる地域である。

東西に延びる国道 11 号、松山自動車道、しまなみ海道、J R 予讃線でつながれている本地域は、今治市、新居浜市を中心に、四国山地の瀬戸内海側に集積し、大手メーカーと中小企業との元下取引を中心に、地域内で活発な企業間取引が行われており、自然的、社会的、経済的に一体化した地域である。

域内の研究機関として、愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター及び同繊維産業技術センター、愛媛県農林水産研究所畜産研究センター養鶏研究所、愛媛大学紙産業イノベーションセンター、愛媛大学地域協働センター西条、教育機関として、私立大学 2 校（短期大学含む）、県立高等学校 20 校、県立中等教育学校 1 校、県立特別支援学校 4 校、私立高等学校 3 校（通信制を除く）、県立産業技術専門校 2 校、国立高等専門学校 2 校が設置されており、地域産業の人材育成や産業振興の発展に寄与している。

本地域は、集積した製造業を中心として産学官による共同研究や産業人材の育成・供給の面で充実した事業環境が整っており、本計画の推進により、誘致企業による研究開発拠点の立地や域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

(中予地域)

中予地域における拡充型の対象地域は、中核市である松山市を中心とした 65 万人規模の経済圏を有している地域であり、東レ(株)、帝人(株)、三浦工業(株)、ヤマキ(株)をはじめとする国内トップクラスの企業やそれらを支える技術力の高い中小企業のほか、県内の情報サービス業の大半が立地する等、域内企業の成長が見込まれる地域である。

さらに、松山市を中心として連携中枢都市圏が形成されており、四国随一の消費地における企業間取引も活発で、自然的、社会的、経済的に一体化した地域である。

域内の研究機関として、愛媛県産業技術研究所、同窯業技術センター、同食

品産業技術センター、愛媛県農林水産研究所、同果樹研究センター、同林業研究センター、同水産研究センター栽培資源研究所及び愛媛県立衛生環境研究所、公益財団法人えひめ地域活力創造センター、(株)いよぎん地域経済研究センター、教育機関として、国立大学法人愛媛大学、愛媛県立医療技術大学、私立大学7校（短期大学含む）、県立高等学校13校、県立中等教育学校1校、県立特別支援学校5校、私立高等学校7校（通信制を除く）、私立中等教育学校2校、国立大学付属高等学校1校が設置されており、地域産業の人材育成や産業振興の発展に寄与している。

本地域は、集積した製造業やサービス業を中心として産学官による共同研究や産業人材の育成・供給の面で充実した事業環境が整っており、本計画の推進により、誘致企業による研究開発拠点の立地や域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

（南予地域）

南予地域における拡充型の対象地域は、宇和島市を中心とする25万人規模の経済圏を有している地域であり、(株)ヨンキュウ、西南開発(株)、(株)あわしま堂、朝日共販(株)、(株)愛媛ちぬや、(株)源吉兆庵、(株)ちぬやホールディングスをはじめとする食品加工関連企業のほか、柑橘等の農業や海面養殖等の水産業関連企業が立地する等、域内企業の成長が見込まれる地域である。

国道56号、JR予讃線沿線の宇和島市、大洲市、西予市を中心に高速道路の延伸により、地域内の移動時間が短縮され、地元農林水産物を使った食品加工業をはじめ企業間取引も活発に行われる等、自然的、社会的、経済的に一体化した地域である。

域内の研究機関として、愛媛県農林水産研究所果樹研究センターみかん研究所、同畜産研究センター、同水産研究センター、愛媛大学南予水産研究センター、教育機関として、県立高等学校20校、県立中等教育学校1校、県立特別支援学校1校、私立高等学校1校、県立産業技術専門校1校が設置されており、地域産業の人材育成や産業振興の発展に寄与している。

本地域は、地元農林水産物を材料とする食品加工業を中心として産学官による共同研究や産業人材の育成・供給の面で充実した事業環境が整っており、本計画の推進により、誘致企業による研究開発拠点の立地や域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

図表 4 『本県人口、昼間人口、昼夜間人口比率、事業所数及び人口 1 人当たりの事業所数』

	人口	昼間人口	昼夜間 人口比率	事業所数	人口 1 人 当たりの 事業所数
愛媛県全体	1, 334, 841	1, 335, 909	100. 1	62, 156	0. 047
< 東予地域 >	461, 664	464, 234	100. 6	22, 112	0. 048
今治市	151, 672	153, 490	101. 2	7, 915	0. 052
新居浜市	115, 938	118, 172	101. 9	5, 123	0. 044
西条市	104, 791	101, 756	97. 1	4, 690	0. 045
四国中央市	82, 754	84, 104	101. 6	4, 018	0. 049
上島町	6, 509	6, 712	103. 1	366	0. 056
< 中予地域 >	637, 742	636, 772	99. 8%	25, 541	0. 041
松山市	511, 192	513, 879	100. 5	21, 123	0. 041
伊予市	35, 133	31, 800	90. 5	1, 498	0. 043
東温市	33, 903	36, 925	108. 9	1, 243	0. 037
久万高原町	7, 404	7, 825	105. 7	495	0. 067
松前町	29, 630	28, 424	95. 9	1, 182	0. 040
砥部町	20, 480	17, 919	87. 5	815	0. 040
< 南予地域 >	235, 435	234, 903	99. 8	11, 387	0. 058
宇和島市	70, 809	71, 694	101. 3	4, 310	0. 061
八幡浜市	31, 987	32, 749	102. 4	1, 931	0. 060
大洲市	40, 575	41, 290	101. 8	2, 292	0. 056
西予市	35, 388	34, 474	97. 4	2, 022	0. 057
内子町	15, 322	14, 253	93. 0	832	0. 054
伊方町	8, 397	9, 133	108. 8	460	0. 055
松野町	3, 674	3, 292	89. 6	165	0. 045
鬼北町	9, 682	9, 188	94. 9	519	0. 054
愛南町	19, 601	18, 830	96. 1	1, 157	0. 059

出典：令和 2 年国勢調査及び令和 3 年経済センサス活動調査

(4) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

① 事業概要（移転型事業）：

民間企業等により実施される東京 23 区から本社機能の移転を伴う特定業務施設等の整備

実施期間：平成 28 年 3 月～令和 13 年 3 月 31 日

実施場所：上記（2）①に記載する移転型事業の対象地域内

② 事業概要（拡充型事業）：

民間企業等により実施される拡充型事業の対象地域内における特定業務施設等の整備

実施期間：平成 28 年 3 月～令和 13 年 3 月 31 日

実施場所：上記（2）②に記載する拡充型事業の対象地域内

ロ 地方税の不均一課税の創設（愛媛県）

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う不動産取得税、事業税（移転型事業に限る）について、不均一課税制度を創設する。

実施主体：愛媛県

実施期間：平成 28 年度～令和 8 年 3 月 31 日

ハ 地方税の不均一課税の創設（市町）

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う固定資産税について、不均一課税制度を創設する。

実施主体：松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、伊予市、東温市

実施期間：平成 28 年度～

ニ 地方税の課税免除の創設（愛媛県）

事業概要：

企業の本社機能等の移転に伴う不動産取得税について、課税免除制度を創設する。

実施主体：愛媛県

実施期間：平成 30 年度～令和 8 年 3 月 31 日

ホ 地方税の課税免除の創設（市町）

事業概要：

企業の本社機能等の移転に伴う固定資産税について、課税免除制度を創設する。

実施主体：松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、伊予市

実施期間：平成 30 年度～

5－4 その他の事業

5－4－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取組

イ トップセールスの実施

① 県によるトップセールス

事業概要：

知事を先頭に、県内外の企業に直接本県の魅力及び立地環境の優位性等をPRし、県内への新規企業立地の促進や既存企業の設備投資を促進する。

実施主体：愛媛県

事業期間：平成28年4月～

② 市によるトップセールス

事業概要：

市長を筆頭に、県内外の企業に対し、直接市の魅力や立地環境のPR等を行い、市内への新規企業立地の促進や既存企業の設備投資を促進する。

実施主体：松山市、東温市

事業期間：平成28年4月～

ロ ワンストップ相談窓口サービスの実施

事業概要：

県及び県内全市町において、新規立地等を行う企業の相談に迅速かつきめ細やかに対応するため、ワンストップ相談窓口を設置しているところであるが、適地の紹介や設備投資助成のみならず、許認可手続きにも対応できる体制を構築し、ワンストップ相談窓口の機能の強化を行う。

実施主体：愛媛県及び県内全市町

事業期間：平成28年4月～

ハ 合同就職面接会等の実施

事業概要：

県内外の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等卒業予定者（既卒者含む）や求職者等を対象に、県内企業を集めた合同就職面接会等を行う。

実施主体：愛媛県、新居浜市、西条市、四国中央市、西予市、内子町

事業期間：平成28年4月～

※四国中央市は平成26年2月から実施

ニ 補助金等による支援

① 企業立地促進要綱等に基づく支援

事業概要：

県における製造業や流通４業種（道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、こん包業）、情報通信関連企業等の立地促進を図るため、企業の設備投資や県外からの転勤者等を含めた新規雇用に対して奨励措置を講じる。

実施主体：愛媛県

事業期間：平成 13 年度～

② 生産拠点化等促進要綱に基づく支援

事業概要：

製造業の県内への生産拠点化や機能強化又は事業再編に取り組む企業に対して奨励措置を講じる。

実施主体：愛媛県

事業期間：平成 27 年度～

③ 松山市企業立地促進条例に基づく支援

事業概要：

市における企業の立地促進を図るため、企業の立地又は立地用資産取得、新規雇用、本社機能及び研究開発施設の新増設等の実施に対して奨励措置を講じる。

実施主体：松山市

事業期間：平成 13 年度～

④ 今治市企業立地促進条例に基づく支援

事業概要：

市内への企業立地又は設備更新を促進し、産業振興と雇用拡大を図るため、新たに取得した土地、家屋及び償却資産や新規雇用等に対して奨励措置を講じる。

実施主体：今治市

事業期間：平成 18 年度～

⑤ 宇和島市企業立地促進条例に基づく支援

事業概要：

産業の振興及び雇用機会の増大を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的として、企業の立地を促進するための奨励措置を講じる。

実施主体：宇和島市

事業期間：平成 27 年度～

⑥ 八幡浜市企業等誘致促進条例に基づく支援

事業概要：

産業の振興及び雇用の促進並びに市勢の進展を図ることを目的として、

市の指定地域内において営業等を営む事業者のうち、工場等の新設、増設又は移転、若しくは老朽施設の更新を行う者に対して、必要な奨励措置等を講じる。

実施主体：八幡浜市

事業期間：平成4年度～

⑦ 八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例に基づく支援

事業概要：

産業の振興及び雇用の促進並びに市勢の進展を図ることを目的として、市内に情報通信関連事業所を新設又は増設する者に対して、必要な奨励措置を講じる。

実施主体：八幡浜市

事業期間：平成18年度～

⑧ 新居浜市企業立地促進条例に基づく支援

事業概要：

市区域内への企業立地を促進し、産業振興と雇用拡大を図るため、企業の立地の用に供する土地、家屋及び償却資産の取得や新規雇用等に対して奨励措置を講じる。

実施主体：新居浜市

事業期間：平成14年度～

⑨ 西条市企業立地促進条例に基づく支援

事業概要：

企業の立地促進及び留置を図るため、必要な奨励措置を講じ、もって産業の振興と雇用の場の確保を図り、活力ある市勢の進展に寄与することを目的とし、新設、増設または移設する事業者に対して奨励措置を行う。

事業主体：西条市

事業期間：平成17年度～

⑩ 大洲市企業立地促進条例に基づく支援

事業概要：

市内における企業の立地を促進するため、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、必要な措置を講じる。

実施主体：大洲市

実施期間：平成21年度～

⑪ 伊予市企業誘致促進条例に基づく支援

事業概要：

産業振興と雇用拡大を図り、地域経済の発展に資するため、必要な優遇措置を講じる。

実施主体：伊予市

実施期間：平成 17 年度～

⑫ 四国中央市企業立地促進条例に基づく奨励制度

事業概要：

雇用の拡大や建物の建築等を伴う市内への企業の立地等に対して、奨励金の交付を行う。

事業主体：四国中央市

事業期間：平成 17 年度～

⑬ 西予市企業誘致条例に基づく支援

事業概要：

企業の立地を促進するために、産業振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的して必要な優遇措置を講じる。

実施主体：西予市

実施期間：平成 21 年度～

⑭ 西予市情報通信関連企業誘致条例に基づく支援

事業概要：

情報通信関連企業の立地を促進するために、情報通信産業振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とし、必要な優遇措置を講じる。

実施主体：西予市

実施期間：平成 21 年度～

⑮ 創業支援に係る産官学金による支援制度の創設

事業概要：

創業者へ目的を持った資金を融通することで、市内への資金の循環と外貨の獲得、新規事業の展開を支援する仕組みを創設する。

事業主体：西予市

事業期間：平成 27 年度～令和 2 年度

⑯ 東温市企業立地促進条例に基づく支援

事業概要：

企業の立地を促進し、産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、市内に

工場等を新設、増設又は移設する事業者に対し、奨励措置を講じる。

実施主体：東温市

事業期間：平成 21 年度～

⑰ 東温市中小零細企業振興基本条例に基づく支援

事業概要：

中小零細企業の紹介冊子作成、現状把握調査、販路拡大支援、販路拡大マッチング等の各種支援事業を展開する。

事業主体：東温市

事業期間：平成 25 年度～

⑱ 上島町企業誘致促進条例に基づく支援

事業概要：

産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、町内に企業を立地する企業に対して奨励措置及び奨励金を講じる。

実施主体：上島町

事業期間：平成 26 年度～

⑲ 久万高原町企業立地促進条例に基づく支援

事業概要：

企業立地を促進し、雇用の促進及び安定並びに産業の活性化を図るため、必要な奨励措置を講じる。

実施主体：久万高原町

事業期間：平成 30 年度～

⑳ 松前町工場立地促進条例に基づく支援

事業概要：

産業の振興と雇用機会の増大を図るため、町内に工場等を新設又は増設する事業者に対し、奨励措置を講じる。

実施主体：松前町

事業期間：平成 20 年度～

㉑ 内子町企業誘致条例に基づく支援

事業概要：

企業の立地を促進するために、産業振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的して、町内に工場等を新設又は増設する事業者に対し、奨励措置を講じる。

実施主体：内子町

実施期間：平成 21 年度～

②② 伊方町企業誘致条例に基づく支援

事業概要：

企業の立地を促進し、雇用機会の拡大と地域経済の活性化を図るため、町内に製造業、旅館業、リゾート施設、農林水産物等販売業、情報サービス等のほか、試験・研究施設を新設又は増設する企業に対して奨励金を交付するほか、必要な奨励措置を講じる。

実施主体：伊方町

事業期間：令和3年度～

②③ 松野町企業誘致促進条例に基づく支援

事業概要

企業誘致を促進し、産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、必要な奨励措置を講じる。

事業主体：松野町

事業期間：平成26年度～

②④ 鬼北町企業誘致促進条例に基づく支援

事業概要：

産業振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的して必要な優遇措置を講じる。

実施主体：鬼北町

事業期間：平成22年度～

②⑤ 愛南町企業立地促進条例に基づく支援

事業概要

企業の立地促進及び企業留置のために、雇用の促進及び安定並びに産業の活性化を図り、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に資することを目的として必要な優遇措置を講じる。

実施主体：愛南町

実施期間：平成18年度～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和13年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-4に示す地域再生計画の目標については、年度毎に必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、各行政機関で実施する「中間評価」及び「事後評価」に

において、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	目標 1				目標 2			
	雇用 創出 件数 (人)	うち 東予 地域 (人)	うち 中予 地域 (人)	うち 南予 地域 (人)	地方活力向上 地域等特定業 務施設整備計 画 認 定 件 数 (件)	うち 東予地域 (件)	うち 中予地域 (件)	うち 南予地域 (件)
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
28 年度	45	20	15	10	9 (うち移転型 3)	4 (うち移転型 1)	3 (うち移転型 1)	2 (うち移転型 1)
29 年度	45	15	20	10	9 (うち移転型 3)	3 (うち移転型 1)	4 (うち移転型 1)	2 (うち移転型 1)
30 年度	45	15	20	10	9 (うち移転型 3)	3 (うち移転型 1)	4 (うち移転型 1)	2 (うち移転型 1)
31 年度	45	15	20	10	9 (うち移転型 2)	3 (うち移転型 1)	4 (うち移転型 1)	2 (うち移転型 0)
令和 2 年度	45	15	20	10	9 (うち移転型 1)	3 (うち移転型 0)	4 (うち移転型 1)	2 (うち移転型 0)
3 年度	4	2	2	0	2 (うち移転型 1)	1 (うち移転型 1)	1 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)
4 年度	2	0	0	2	1 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)	1 (うち移転型 0)
5 年度	4	2	2	0	2 (うち移転型 1)	1 (うち移転型 0)	1 (うち移転型 1)	0 (うち移転型 0)
6 年度	2	0	0	2	1 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)	1 (うち移転型 0)
7 年度	2	2	0	0	1 (うち移転型 0)	1 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)
8 年度	2	0	2	0	1 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)	1 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)
9 年度	2	0	0	2	1 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)	0 (うち移転型 0)	1 (うち移転型 0)
10 年度	2	0	2	0	1 (うち移転型 1)	0 (うち移転型 0)	1 (うち移転型 1)	0 (うち移転型 0)
11 年度	2	2	0	0	2 (うち移転型 1)	1 (うち移転型 0)	1 (うち移転型 1)	0 (うち移転型 0)
12 年度 (最終年度)	2	0	0	2	2 (うち移転型 1)	0 (うち移転型 0)	1 (うち移転型 1)	1 (うち移転型 0)

※雇用創出件数は、新たに特定業務施設において常時雇用する従業員数をいう。
(指標とする数値の収集方法)

(目標 1 雇用創出件数)

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業計画の認定業者から提出を受ける実施状

況報告書により把握する。

(目標 2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数)

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定件数により把握する。

7－3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

4－4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の結果を速やかに本県の公式WEBサイト上で公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし